

# 公示

道路運送車両法（昭和 26 年 6 月 1 日法律第 185 号）第 61 条の 2 の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和 2 年 4 月 8 日から同年 5 月 31 日までのものは、令和 2 年 6 月 1 日をもって満了するものとする。

記

福岡県

令和 2 年 4 月 7 日

九州運輸局 福岡運輸支局長

